

「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の変更案について (概要)

1. 背景

令和 8 年特別国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 8 年 6 月 10 日に公布された。

改正法については、一部の規定を除き、公布の日から 6 月以内の政令で定める日に施行することとされているところ、これに伴い、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（令和 5 年総務省・国土交通省告示第 2 号）について、所要の変更を行う必要がある。

2. 概要

別紙の通り必要な事項を定めるほか、所要の変更を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 9 月頃

施 行：令和 8 年 10 月頃